

平成30年度
アジアゲートウェイ
石垣島ブランディング戦略創造事業

委託事業者公募要領

公 募 期 間:平成 30 年 5 月 7 日(月)~5 月 21 日(月)

質 問 期 間:平成 30 年 5 月 7 日(月)~5 月 18 日(金)

※受付時間 平日 10:00~17:00 (メールによる受付)

書類提出期間:平成 30 年 5 月 14 日(月)~5 月 21 日(月)

書類提出締切:平成 30 年 5 月 21 日(月) 17:00 必着

プ レ ゼ ン:平成 30 年 5 月 25 日(金)

石垣市

公 募 要 領

石垣市(商工振興課)では、平成30年度沖縄振興特別推進交付金によるものづくり、マーケティング総合支援事業(税関空港活性化)の一環として委託事業「アジアゲートウェイ石垣島ブランディング戦略創造事業」を実施します。実施に際し、事業目的を効果的に達成するため、公募型提案(プロポーザル方式)で、下記のとおり提案事業者を募集します。

1. 公募概要

(1)事業の名称「アジアゲートウェイ石垣島ブランディング戦略創造事業 (以下「本事業」という。)」

(2)公募の目的

本事業の実施にあたり、当該事業の実施に係る提案(以下「企画提案書」という。)及び見積書(以下「見積書」という。)を求め、その内容等を総合的に比較し、最も適格と判断される事業者を優先契約候補者とする公募型の提案プロポーザル「以下「プロポーザル」という。」を実施します。

(3)事業の内容及び仕様書

別紙「アジアゲートウェイ石垣島ブランディング戦略創造事業仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。

2. 応募の要件

プロポーザルの申請者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。なお、応募の要件に適合しないと判断された場合は、プロポーザル審査の対象とならない場合があります。

申請は、協定に基づき設立するコンソーシアム、履行体制届の提出による業務連携も可とする。

①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと

②会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき、更生手続き開始の申し立てが、なされていない者

③民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき、再生手続き開始の申し立てが、なされていない者

3. 公募・質問・提出期間

公 募 期 間:平成30年5月7日(月)~5月21日(月)

質 問 期 間:平成30年5月7日(月)~5月18日(金)

※受付時間 平日 10:00~17:00 (メールによる受付)

書類提出期間:平成30年5月14日(月)~5月21日(月)

書類提出締切:平成30年5月21日(月)17:00 必着

4. 提出する書類

次の書類を提出してください。書類は、A4版で作成してください。

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/> 正本1部 <input type="checkbox"/> 副本6部 (コピー)	提案書一式(様式1、2および任意様式での企画書と見積書) ※正本の様式1、見積書に押印
<input type="checkbox"/> コピー 6部	会社案内等の参考資料 (会社案内、新聞記事等) ※コンソーシアムの場合は構成員の全て
<input type="checkbox"/> 正本1部	登記事項証明書(商業・法人登記/現在事項証明) ※3ヶ月以内であればコピー可 ※コンソーシアムの場合は、構成員の全て
<input type="checkbox"/> 正本1部	コンソーシアム協定書 ※コンソーシアムの場合のみ

※FAXやメール等による書類提出は受け付けませんので、提出期限内に郵送か直接提出にてお願いします。

※ご質問は受付期間中に E-mail にてお問い合わせください。

【 質問・書類の提出先 】

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町 14 番地 石垣市役所商工振興課
電話0980-82-1533
担当 西銘
E-mail: nishime@city.ishigaki.okinawa.jp

5. 選定(審査)について

(1) 審査について

石垣市が設置する審査委員会が審査基準に基づき審査し、優先契約候補者を選定します。審査委員会では、公募による提案事業者のプレゼンテーションを実施します。提案は、提出頂く提案書一式にかかる内容について説明後、審査委員の質疑に回答頂きます。

審査委員会は、5月25日(金)に石垣市内で予定し、実施時間等は、対象提案事業者に連絡します。

※提案する説明員は、3名以内でお願いします。

※プロジェクターやスクリーンの使用は予定しません。

(2) 審査に際し、提案頂きたい点

審査は、仕様書に対する提案、見積書、業務遂行の体制やスケジュール等を総合的に評価のうえ、もっとも優れていると判定された事業者を優先契約候補者として選定します。以下の点について、主に提案を求めます。

- ①石垣島が国内外に対して、価値や優位性を発揮する必要なブランディング策について
- ②石垣市内の製造業、販売業等における課題や強みについて
- ③石垣産品の海外輸出の展開方法(戦略品目の考えなど)について
- ④石垣ブランドを有効にマネジメント(評価、維持管理)する仕組みづくりの方策について
- ⑤本事業で実施する香港等での実施催事について
- ⑥その他、仕様書に記載する事業目的、成果目標、委託内容を達成する実施手法について

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案事業者に対し通知します。

6. 契約に関する基本的事項について

優先契約候補者が、本市と契約締結の交渉を行います。なお、交渉の結果、合意に至らなかったときは、次点の者を契約候補者として、契約締結の交渉を行います。